

重 要

平成23年12月26日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年1月からNAK参加全会場において、タコグラフの装着車両に関する走行表示規定が統一されます。そこで、タコグラフの取り扱い事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約追加事項

下記「タコグラフ装着車両に関する走行表示規定」を追加

タコグラフ装着車に関する走行表示規定

- 車両総重量8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両については、タコグラフを新車時に取り付けたとみなし、実走行扱いとする。（メーター交換の記載必要無し）
- タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合はメーター改ざん車とする。
- タコグラフの製造年月が、対象車両の初年度登録月より以前のものは、新車時に取り付けたものとし、実走行の扱いをする。
- タコグラフの製造年月が、対象車両の初年度登録月以降の場合、途中で取り付けたものとし、メーター改ざんの扱いをする。但し、客観的に証明できる交換記録がある場合は、メーター交換扱いとし、その場合は交換記録も添付する。
- 該当車両が、走行管理システムの過去データ（改ざん・走行不明・メーター交換）がある場合、データ変更は行わない。（過去データを優先）